

1．会合名	会員における引受けのあり方に関する検討会（第40回）
2．日 時	平成23年12月1日（木）9:30～11:10
3．議 案	1．内閣府令等の改正案に対するパブリック・コメントの取りまとめについて 2．ライツ・オフアリングに関する論点の検討について 3．その他
4．主な内容	1．内閣府令等の改正案に対するパブリック・コメントの取りまとめについて 11月4日に公表され、12月5日まで募集されている今年の金商法改正に伴う内閣府令等の改正案に係るパブリック・コメントについては、11月21日を締切期日としてメンバーズ・コメントに付されていたところである。 このメンバーズ・コメントのうち、特に「ライツ・オフアリング関係」で寄せられた意見について事務局より説明が行われ、必要な修正を行った上で金融庁に対して提出することとなった。 2．ライツ・オフアリングに関する論点の検討について ライツ・オフアリングに関し、規則改正に絡む論点（「適正な引受審査等引受規則の整備」、「コンフォート・レターの取扱い」、「新株予約権の流動性確保」及び「コミットメント証券会社の議決権行使制限」）について、事務局より、資料に基づき説明が行われ、大要以下のとおり意見交換がなされた。 【主な意見】 （適正な引受審査等引受規則の整備） ・ 今回の開示府令等の改正案を見ると、行使期間中に提出された継続開示書類は参照書類として組み込まれない、となっている。金商法17条、21条の規定は、届出書の提出から、新株予約権の行使や金銭の払込みまで及んでいるのではなく、株主の確定、割当の決定の場面までと考えられるのではないかと。したがって、引受審査として注意すべき範囲は、スキームの前半部分（株主の確定、割当の決定の場面まで）と考えれば十分なのではないか。 ・ 各審査項目については、削るのが難しいという印象を持っている。有価証券届出書が絡んでいる以上、項目自体は全て見なければいけないのではないかと。ただし、ライツ・オフアリングは既に投資判断をしたうえで株式を取得している投資家を対象としていることから、審査の深度を考えると、そこまで深く審査をしなくても責任を果たせる項目もあるのではないかと。 ・ 有価証券届出書の効力発生後に継続開示書類が提出された場合の責任と、引受審査の終了をどう考えるかというのは連動してくるのではないかと。効力発生後に提出された継続開示資料について欠落等があった場合に、引受会社としてどういう責任を負わなければいけないのかという点が明らかになると、引受審査の終了時点をどう考えるべきなのかという点についても明らかになると考える。 （コンフォート・レターの取扱い）

- ・ 引受審査の及ぶ範囲を考えると、新株予約権の無償割当てまでが注意義務を果たすべき期間になるのではないかと。
- ・ コミットメント契約に基づく新株予約権の取得という行為までが引受けであるということになると、取得時における審査義務が生じるかもしれない。
- ・ コミットメント証券会社としては、新株予約権を行使して払込みを行うまでの2ヶ月間について、監査法人に何も見てもらわないというのは払込みを行う立場として厳しいという思いもある。
- ・ 日本公認会計士協会との協議については、どういうスケジュール感で行っていくのか。

→日本公認会計士協会との協議は全くこれからの話ではあるが、仮にコミットメント証券会社の注意義務を果たすべき期間が自己の払込日までということになった場合、早いタイミングで先方に話を持って行く必要があると考えている。

- ・ 新株予約権の行使期間中に、発行会社の業績が急激に悪化した場合や発行会社が株価を意識してまだ決まっていない事実を臨時報告書として提出した場合を考えると、前者の場合、例えば業績が前年に比べて3割悪くなり、株価がそれによって下がったときに、コミットメント証券会社がコミットメントを取り止め、払込みを中止できるのかということ、おそらく無理だろう。

後者の場合、コミットメントを取り止めることができると思うが、その場合も、虚偽の開示書類に対する責任は発行会社にしか存在せず、コミットメント証券会社にはないのではないかと。そうすると、その期間中の開示書類の記載内容が適正であるかを一々チェックする必要はないと思うものの、証券会社が、投資家に勧誘を行う仲介業を行っている以上、開示書類の適正性については確認しなければならないだろう。ただし、その注意義務のレベルというのは、有価証券届出書が出されて新株予約権の割当てが決まるまでの期間と、それ以後の期間ではレベル感が違っていることを前提として対応していいのではないかと考えている。

(新株予約権の流動性の確保)

- ・ 新株予約権の流動性の有無は、様々な切り口から判断しなければならないので、一定の数値基準を設けて審査するというのは難しい。流動性の有無の審査は、現行のPOと同じでいいのではないかと。

(コミットメント証券会社の議決権行使制限)

- ・ 以前、事務局から各社に対して証券会社が議決権を行使しないことについての意見を求めた際に、各社から反対の意見は無かったが、証券会社が議決権を行使しないことにより株主総会が成立しないような場合については、別途検討が必要であるという意見が出ていたかと思う。

	以 上
5 . その他	特になし 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6 . 本件に関する問合せ先	自主規制本部 自主規制 1 部 (0 3 - 3 6 6 7 - 8 6 4 7)